

平成 30 年 12 月 18 日

PMS 依頼者各位

青森県立中央病院  
治験管理室長

## 消費税増税（平成 31 年（2019 年）10 月 1 日施行予定 8%→10%） に伴う当院での対応について

標記について、当院での PMS 費用の取り扱いを下記のとおりとします。消費税率の引上げにおいて、経過措置等に御留意くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 基本方針

1 症例 1 調査票当たりの研究費（以下「研究費」という）については、費用請求日現在の税率を適用し、費用を算出する。但し、法令で定める経過措置が適用される契約については、「3. 消費税率適用一覧」に応じた税率を適用し、費用算出を行う。

#### 2. 経過措置について

- (1) 平成 31 年 3 月 31 日までに契約締結済みの研究費については、10%引き上げ時の経過措置の対象となり、費用請求日に関わらず 8%が適用されます。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日以降に契約締結となった研究費については、経過措置の対象外のため、基本方針どおり、費用請求時の税率が適用されます。

#### 3. 消費税率適用一覧

契約締結日	費用請求日	5%適用	8%適用	10%適用
H25.9.30 以前	H26.3.31 以前	○		
	H26.4.1 以降	○ ※		
	H31.10.1 以降	○ ※		
H.25.10.1 以降 H26.3.31 以前	H26.3.31 以前	○		
	H26.4.1 以降		○	
	H31.10.1 以降		○ ※	
H26.4.1 以降 H31.3.31 以前	H26.4.1 以降		○	
	H31.10.1 以降		○ ※	
H31.4.1 以降 H31.9.30 以前	H31.4.1 以降		○	
	H31.10.1 以降			○
H31.10.1 以降	H31.10.1 以降			○

※ 経過措置の対象となるため、費用請求日現在の税率と実際の適用税率が異なります。

#### 4. 費用算出方法について

契約時に、費用請求時期に対応した税率で研究費を決定し（契約時期によっては、費用請求時期で場合分けを行い、契約締結を行います）、費用請求時に実際に行った症例数（調査票数）を乗じることによって、トータルの研究費を算出します。中間報告等で費用請求を行う場合も、契約締結日と費用請求日を参考に研究費に係る税率を決定します。

#### 5. 注意事項

- ・ 消費税適用の際に基準とするのは費用請求日です。例えば、平成31年4月1日に契約したPMS（2.（2）に該当）で、平成31年9月30日までに実施が終了していても、調査票の作成等の関係で費用請求日が平成31年10月1日以降になった場合は、消費税は10%が適用されます。
- ・ 確認事項等ありましたら、事務局までお問い合わせください。

以上

担当：青森県立中央病院  
治験管理室 事務局 石田  
TEL：017-726-8394